

## 第74号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月2日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するほか、市民税の減免に係る規定を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第45条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第45条の5第1項中「当該年度の前年度において第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第48条第1項中「800万円」を「350万円（第8号の減免事由に該当する場合は800万円）」に改める。

附則第14条の4中「附則第39条第1項」の次に「、附則第39条の2第1項」を加える。

附則第33条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第19条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところに

より計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第39条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第39条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第39条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とい

う。) に対し，上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は，前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において，同条第2項中「附則第39条第1項」とあるのは「附則第39条の2第1項」と，「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第39条の3から第40条までを削る。

附則第40条の2第2項中「附則第40条の2第1項」を「附則第40条第1項」に改め，同条を附則第40条とする。

附則第40条の3を削る。

附則第40条の4第2項中「附則第40条の4第1項」を「附則第40条の2第1項」に改め，同条第5項第1号中「附則第40条の4第3項」を「附則第40条の2第3項」に改め，同項第2号中「附則第40条の4第3項」を「附則第40条の2第3項」に，「附則第40条の4第4項」を「附則第40条の2第4項」に改め，同項第3号中「附則第40条の4第3項」を「附則第40条の2第3項」に改め，「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え，同項第4号中「附則第40条の4第3項」を「附則第40条の2第3項」に改め，同条第6項中「附則第40条の4第3項」を「附則第40条の2第3項」に改め，同条を附則第40条の2とする。

附則第40条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第45条の2第1項及び第45条の5第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第14条の4、第33条及び第39条から第40条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第45条の2及び第45条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の4、第33条及び第39条から第40条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するほか、市民税の減免に係る規定を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税

ア 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。(第45条の2関係)

イ 特別徴収の方法によって徴収する年金所得の仮特別徴収税額を、市が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする。(第45条の5関係)

ウ 減免対象となる者の所得要件を合計所得金額350万円(現行は800万円)以下とする。ただし、災害等により資産に損害を受けた者の所得要件は、現行どおりとする。(第48条関係)

エ 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、次の措置を講ずることとする。(附則第33条、第39条及び第39条の2関係)

(ア) 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

(イ) 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

(ウ) 平成28年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

(エ) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得

等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。

- (2) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日

- (1) 2(1)ウの規定 平成26年1月1日  
(2) 2(1)ア・イの規定 平成28年10月1日  
(3) 2(1)エ, (2)の規定 平成29年1月1日